

第3回米原市定例教育委員会

日 時：平成18年 3月 9日
13時30分開会

場 所：米原市役所山東庁舎
3階 第2委員会室

出席者 教育委員：松蔭委員長 山岡委員 戸田委員 丸本委員
教育委員会事務局：瀬戸川教育長 小野部長
学校教育課：安田課長
生涯学習課：中川課長
文化スポーツ振興課：中井課長
伊吹薬草の里文化センター：山田館長
教育総務課：三田村課長
書 記 教育総務課：二之宮

1) 開会あいさつ

松蔭委員長

2) 議事

議案第126号 米原市醒井宿資料館条例施行規則の一部を改正する規則について
中井課長より概要説明

山岡委員：醒井宿の借地は、市が直接管理することを条件に借りているのでないか。

中井課長：地権者への説明はしていないが、今後説明する予定をしている。なお、この件については、契約管理課と協議を重ねて決定しているが、契約管理課の見解は、契約違反にはならないとのことである。

山岡委員：契約内容に使用目的を明記していないのか。もし、明記しているのであれば契約違反となるのでないか。

中井課長：契約内容については、懸念事項であるため契約管理課とも再三協議をおこなってきたが、契約管理課の判断では契約違反はなく、説明も不要であるとのことであり、当課としては契約管理課の判断をもとに指定管理導入を進めている。

山岡委員：貸主は、市が直接管理することを条件に賃貸借契約を締結していると思うのなら、契約解除等の問題が発生するのではないか。

瀬戸川教育長：借地の郵便局部分については、概要は説明し理解を得ているが、その他の箇所については、今後、説明を要する。

松蔭委員長：今後、地権者へ十分説明し不安を解消していただきたい。

中井課長：不安を抱かれないよう十分な説明をおこなっていききたい。

山岡委員：広報に指定管理導入が掲載されるまでに、早急な説明をお願いしたい。

承認

議案第127号 米原市伊吹山文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第128号 米原市柏原宿歴史館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第129号 米原市近江はにわ館条例施行規則の一部を改正する規則について

中井課長：第127号から128号については同じ内容であり、同時審議をお願いしたい。

松寫委員長：同時審議とする。

中井課長より概要説明

松寫委員長：使用料等については市で決定するのか。

中井課長：市は利用料の上限を決定し、上限内であれば指定管理者で金額を決定できる。

戸田委員：はにわ館については以前より無料か。

中井課長：はにわ館は無料であるが、かたりべホールについては利用料規定がある。利用の趣旨に沿わない場合は有料となる。現在まで許可した実績がないため、実質は無料となっている。

承認

議案第130号 米原市立学校通学区域を定める規則の一部を改正する規則について

安田課長より概要説明

松島委員長：学校園検討委員会で検討し決定したのか。

安田課長：この件については、検討委員会はもちろんのこと、北部4字区長及び保護者への説明も実施し理解を得ている。また、現在いぶき幼稚園に通園している園児の保護者にも説明はおこなっている。

松寫委員長：北部の説明会で異論はなかったか。

安田課長：特に異論はないが、今後、伊吹北部地域の人口が増加した場合は対応していただきたいとの意見はあった。

承認

議案第131号 平成18年度学校教育基本方針について

安田課長より資料をもとに概要説明

山岡委員：1ページの表中での重点事項は。

安田課長：基本事項は【学校（園）教育推進の基本】であるが、重点事項は表中に示している、「教育実践の重点」である。

山岡委員：標題部分が基本でなく重点となるのでないか。

松寫委員長：基本を重点としたほうがわかりやすいのでないのか。

安田課長：重点項目については、わかりやすいよう修正する。

松寫委員長：1ページの下に記載されている「豊かな人間性、教育専門職として・・・教職員研修の充実」については重要と考えるが、詳しく記載できないか。

安田課長：詳しく記載できるよう検討する。

松寫委員長：指針の2ページに基礎基本の充実は記載しなくても良いのか。

安田課長：各科目に基礎基本は含まれ、その中で網羅できていると考える。

松寫委員長：食育推進の構想は。

安田課長：現在のところ給食指導、栄養に関する学習活動をおこなっており、今後、学校教育以外に栄養士を招いたりすることにより充実を図る。

松寫委員長：現代社会は食のバランスが壊れてきているため、学校に定期的に栄養士等がかかわっていく必要がある。また、県に申請すると講師として派遣されるのでないか。

安田課長：現在は、特別非常勤講師を招いている。

山岡委員：学校というところは何をするとところかという点が一番問題となってくるのでないか。学校教育で食についても含め、本来おこなうべき以外の事も引き受けてしまっているのではないか。また、学校に対し過度に期待しているのではないか。

松寫委員長：食の定着について、具体的な働きかけをお願いしたい。

安田課長：あまりに具体化していくことについては問題があると思う。

瀬戸川教育長：この案は原案であるため、今後、具体的な方向を決定していく予定である。

山岡委員：米原市教育委員会として一番評価できる項目等はあるか。

瀬戸川教育長：学力テストでは全国平均よりは高かったので評価できる。また、クラブの加入率等についても高い水準である。

安田課長：国語についての説明的な部分、算数についても計算面で低い箇所もあるが、全体的には平均以上である。

承認

議案第132号 後援名義の承認について

- ・第73回山東囲碁大会
- ・第8回SANTOさわやか杯少年野球大会
- ・江州音頭三島会、湖州会発表会

中井課長より概要説明

承認

議案第133号 国指定史跡鎌刃城跡整備基本構想策定委員会設置規程

中井課長より概要説明

瀬戸川教育長：現在まで委員会は設置されていたのか。

中井課長：伊吹町で委員会が設置されていた。

松寫委員長：11人は人数が多いのでないか。

中井課長：委員の調整に困難したため、このような状況となった。

山岡委員：標題が規程となって最終が訓令となっているのはなぜか。

三田村課長：条例規則訓令となってくる、訓令は内部的に効力が発生してくる。要綱は対外的に作成される。

承認

議案第134号 米原市教育委員会委員長および職務代理者について

瀬戸川教育長：教育委員長に松寫委員を、職務代理者に山岡委員を選任させていただきたい。

承認

3. その他

○公民館の使用許可について

中川課長より概要説明

山田館長より現在までの経過説明

松寫委員長：申請はどのような内容で提出されたのか。

山田館長：現在貸し出しするか否か未定のため、申請書はまだ提出してもらっていないが、念のため、当日予約は入れている。

瀬戸川教育長：他自治体は、公民館を貸したところと貸してないところがあり一律でない。

中川課長：参考に公民館連合会の見解を添付しているが、政党についての内容であるためはっきりとした規範とはならない。

瀬戸川教育長：顧問弁護士に相談しているので、顧問弁護士の見解に従って回答するのが妥当であると考えている。

戸田委員：ジョイ伊吹は、現在まで貸し出したところはあるのか。

山田館長：現在確認している部分については貸し出した経験はない。

山岡委員：正当な理由により館長が拒否すれば問題ないのでないか。また、「正当な理由」については、米原市として公民館を貸し出すことが、特定の宗教を支援することであると解釈している旨、説明すればよいのでないか。

松寫委員長：市条例に抵触すると判断したため貸し出せないと説明すればよいのでないか。

山岡委員：「近隣に施設がない」との記述があるが、近隣にルッチ等の施設があり、矛盾しているのではないか。

瀬戸川教育長：公民館として貸し出せない旨説明する。

平成17年度米原市教育センター教育実践研究奨励事業について
安田課長より概要説明

教育長報告

- ・ 3月25日に北分園の終園会を開催する。
- ・ 今年度教職員人事については臨時教育委員会で報告させていただく。
- ・ 幼保一元化準備室を4月に開設したい。
- ・ 来年度より青少年自立支援室が設置され、管轄は人権協働課となる。

安田課長：小学2年生で35人学級が認められることになる。また、新年度は4月3日が
仕事始めとなるため辞令交付は3日におこないたいと考えている。

小野部長より3月の定例議会に上程案件の説明及び会派代表質問、一般質問の要旨説明

山岡委員：長浜の殺傷事件を受けてどのように回答をするのか

小野部長より回答内容の説明

以上をもって第3回定例教育委員会を16時30分に終了した。

平成 年 月 日

上記について承認します。

教育委員長

教育委員長職務代理者

教育委員

教育委員

教育委員（教育長）